第 235 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 5 月 23 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 10 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (33名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正
6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博
10番 高橋 正敏	11番 藤原 克巳	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士
15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美
19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則
24番 佐藤 昌利	27番 若月 勝久	29番 藤原 功	31番 白名 貴美子
32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜	34番 卜藏 秀夫	35番 浅野 保男
36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫			

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子
農業振興課　主任主事　吉川晋吾

5. 欠席委員 (10名)

5番 岩田 孝史	14番 和久利 健	23番 渡部 雅一	25番 石原 宏二
26番 賀元 亨	28番 藤原 修	30番 山田 幸則	39番 大塚 真人
40番 安部 秀男	43番 原田 二朗		

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一括方式）
議案第５号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）
議案第６号　奥出雲農業振興地域整備計画の変更について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第235回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は5番　岩田委員、14番　和久利委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、25番、26番、28番、30番、39番、40番、43番の8名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番　高橋委員、11番　藤原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和6年5月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　■■■■番。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積101㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。 非農地の事由、申請地はおよそ90年前より農地として利用されておらず、農地法が施行された昭和27年10月21日より前に土蔵1棟の敷地として利用が開始された。なお、本件土地を所在地番とする建物登記簿及び建物図面が管轄法務局に備えられている。 現地調査につきましては、5月10日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。現地は、土蔵が1棟建っていました。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、36番川西委員、お願いいたします。
36番	議案第1号、番号1につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。■■■■氏の代理人である○○○○行政書士より、申請地の現在の状況等説明を受け、この建物/土蔵が、農地法が適用される日以前の建物であり、農地法の適用を受けないので、非農地証明交付申請をするということでした。添付書類等、登記全部事項証明、位置図、公図、写真、非農地である参考資料等を確認しました。また、5月10日に、農業委員・安部様、岩田様、事務局・石原様、そして私と、建物の現地確認をしました。申請に問題ないと思いますので、承認についてご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。

議長	次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年5月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 ■■■■番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は198㎡他で811㎡。権利種別、3条無償移転。内容は新規です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 □□□□、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は11．7aです。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 これらの案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って番地、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について7番永濱委員、お願いいたします。
7番	議案第2号、番号1につきまして7番永濱が補足説明をさせていただきます。出し手の○○○○さんの畑は、▲▲▲▲地区の●●●●自治会にございます。宅地に隣接した畑でございます。受け手の□□□□さんは△△△△に在住でございまして、いまは地元奥出雲町の実家を管理しながら、畑も耕作しておられる状況でございます。○○○○さんと□□□□さんは親戚関係にあり、本家分家でございます。○○○○さんの先代の方から、□□□□さんの先代の方が分家されまして、その時に譲渡されています。そういった関係上、自分の畑であるかというわけでございますけれども、登記上はそうではなかったというようなことでございまして、両家で相談をされまして、確認されまして、申請に至るということでございます。□□□□さんは△△△△市からではございますが、たびたび家にも帰っておられますし、畑も耕作しておられます。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規程による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年5月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 ■■■■番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積97㎡。権利種

事務局	別は所有権移転です。譲渡人氏名　○○○○、住所　□□□□番地。職業、無職。譲受人氏名▲▲▲▲、住所　●●●●番地。職業、◆◆◆◆。転用目的は車庫用用地。施設等、車庫。申請理由、自家用車庫として使用するため。対価は無償。追認です。顛末書を抜粋して読みます。除地については、県の同意を得て、令和5年12月27日に公告されています。資料3に地図を載せていますので、ご覧ください。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について20番八澤委員、お願いいたします。
20番	議案第3号、番号1につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。いま説明があったように、○○○○さんの土地であり▲▲▲▲さんが使用していた畑に、車庫を建てて使用されていたということです。届出はなかったということで、所有権移転の手続きになります。○○○○さんはもう長いことこちらにおられません。家は残っております。▲▲▲▲さんは使用料を支払っているということで、その辺りに手続き上の齟齬があったということです。○○○○さんがこちらにいらっしゃったらこういうことはなかったと思います。今回ちゃんと手続きをして所有権を移転したいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年5月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構　公益財団法人しまね農業振興公社　を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、農地の所在　■■■■番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，155㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権の設定を受ける者の氏名　□□□□、住所　●●●●番地。利用目的は田。期間は4年7カ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在　◇◇◇◇番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，084㎡。利用権を設定する者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。利用権の設定を受ける者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は2年7カ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について33番新田委員、お願いいたします。
33番	議案第4号、番号1につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんから□□□□さんへ、中間管理機構をとおして、という話でございますが、以前から作っておられましたので、特に問題はないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、9番石原委員、補足説明をお願いします。
9番	議案第4号、番号2につきまして9番石原が補足説明をさせていただきます。□□□□にある田圃でございまして、ちょうど県道と町道のわかれにある田圃でございます。新規となっておりますが、〇〇〇〇さんが今まで作っておられました。非常に熱心に農業をされているので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年5月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 ■■■■番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，885㎡他で7,219㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 □□□□、住所 ●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、1，781．1aです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 △△△△番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，405㎡他で7，284㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ■■■■、住所 〇〇〇〇番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ▲▲▲▲、住所 □□□□番地。

事務局	利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在　●●●●番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，913㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権設定後の経営面積は1，800．2a。利用目的は田。期間は1年、使用貸借です。 番号4、農地の所在　□□□□番、外2筆です。地目は登記簿/現況ともに田。面積は822㎡他で4，700㎡です。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　●●●●、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　農事組合法人■■■■。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年9か月、賃貸借です。 番号5、農地の所在　○○○○番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，665㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　●●●●、住所　△△△△番地。利用権設定後の経営面積は298a。利用目的は田。期間は4年７ヶ月、賃貸借です。 番号6、農地の所在　■■■■番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4，636㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　□□□□、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は2年、賃貸借です。 番号7、農地の所在　△△△△番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，151㎡他で6，834㎡です。内容は更新です。利用権の設定を受ける者の氏名　■■■■、住所　○○○○番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在　●●●●番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積429㎡他で493㎡です。内容は更新です。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　■■■■番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は5年、使用貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することの要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1と番号3は石原隆幸委員さんの管轄でございますので、番号1から、番号2の先に、番号3の補足説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （はいの声） では番号1の補足説明を、22番藤原委員、お願いいたします。
22番	議案第5号、番号1につきまして22番藤原が補足説明をさせていただきます。○○○○さんは▲▲▲▲在住でございますが、なかなか田圃の耕作が充分にできないということで、□□□□さんに委託したいという話でございまして、□□□□さんは、ご存じのとおり、多角経営で多種請負をして、耕作をしていらっしゃいます。田圃の管理等も充分にしていただけると考えておりますの

22番	で、申し分ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 続いて番号3について、10番高橋委員、補足説明をお願いします。
10番	議案第5号、番号3につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。場所は、■■■■地区◇◇◇◇自治会内、▲▲▲▲の裏手になります。△△△△さんは最近退職され、○○○○さんの上隣りで土壌を管理されていらっしゃるということです。○○○○さんに管理を申し出られたということで、今回の申請となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号3について承認することに決しました。 続いて番号2について、10番高橋委員、補足説明をお願いします。
10番	議案第5号、番号2につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。■■■■さんと▲▲▲▲さんは、同じ□□□□自治会内ということです。このたびは更新ということで、▲▲▲▲さんも熱心に管理されていらっしゃいますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号2について承認することに決しました。 続いて番号4については、私が補足説明をいたします。 この土地でございますが、国道432号線沿いの○○○○地内に、農事組合法人■■■■の共同作業所がございます。その前から約100m付近にこの田圃がございます。●●●●さんの田圃を農事組合法人■■■■が作るということでございまして、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について、33番新田委員、補足説明をお願いします。
33番	議案第5号、番号5につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。▲▲▲▲さんの田でございますが、こちらは△△△△地内でございまして、新規の契約でございます。●●●●さんは熱心に田を作っておられますので、特に問題はないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について、41番梅木委員、補足説明をお願いします。
41番	議案第5号、番号6につきまして41番梅木が補足説明をさせていただきます。○○○○さんにつきましては、昨年、相続が発生しておりまして、□□□□さんに確認したところ、以前よりこちらを耕作していただいているということです。何も問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7から番号8について、6番古田川委員、補足説明をお願いします。
6番	議案第5号番号7から番号8につきまして6番古田川が補足説明をさせていただきます。こちらの■■■■さんと▲▲▲▲さんは隣同士の家でございまして、場所は□□□□の●●●●集落内でございます。■■■■さんが県外在住でございますので、隣の▲▲▲▲さんがすべて責任をもってやるということで、これまでもきちんと耕作管理されており、何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号7から番号8について承認することに決しました。 次に議案第6号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	失礼します。農業振興課・農政係の吉川です。農振除外の担当をしています。よろしくお願いします。 議案第6号の奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。 資料左方に除外と書かれている資料をご覧ください。 4ページをご覧ください。こちらが今回申請のあった除外申請の一覧です。件数11件、筆数14筆。面積ですと1，210㎡が今回の申請内容です。この申請のうち整理番号3番のうち墓地を除くもの、5番、6番、7番、9番、が追認です。 それでは、内容についてひととおり読み上げます。 番号1、土地の所在 ■■■■番。地目/田。面積713㎡うち事業面積10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、墓地。 番号2、土地の所在 ▲▲▲▲番。地目/畑。面積402㎡うち事業面積10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに△△△△。除外の理由、墓地。 番号3、土地の所在 ◇◇◇◇番。地目/畑。面積303㎡うち事業面積10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに●●●●。除外の理由、墓地。 同じく番号3、土地の所在 ■●■●番。地目/畑。面積303㎡うち事業面積140㎡。土地の所有者、事業計画者ともに●●●●。除外の理由、農機具庫・通路・資材置場。 同じく番号3、土地の所在 △●△●番。地目/畑。面積250㎡。土地の所有者、事業計画者ともに●●●●。除外の理由、車庫。 番号4、土地の所在 ■□■□番。地目/田。面積4，443㎡うち事業面積96㎡。土地の所有者、事業計画者ともに●○●○。除外の理由、車庫。 番号5、土地の所在 ▲▽▲▽番。地目/畑。面積569㎡うち事業面積60㎡。土地の所有者、事業計画者ともに◇◇◇◇。除外の理由、車庫。 番号6、土地の所在 ▲▲▲▲番。地目/畑。面積169㎡。土地の所有者、事業計画者ともに△△△△。除外の理由、作業場・農機具庫。 番号7、土地の所在 ◇◇◇◇番。地目/田。面積343㎡うち事業面積117㎡。土地の所有者、事業計画者ともに●●●●。除外の理由、宅地拡張。 番号8、土地の所在 ■●■●番。地目/田。面積73㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、貯水槽。 同じく番号8、土地の所在 ■□■□番。地目/田。面積4．61㎡。土地の所有者、事業計画

事務局	者ともに○○○○。除外の理由、進入路。 番号9、土地の所在　○□○□番。地目/田。面積160㎡うち事業面積110㎡。土地の所有者、事業計画者ともに△▲△▲。除外の理由、宅地拡張。 同じく番号9、土地の所在　■▲■▲番。地目/田。面積303㎡うち事業面積140㎡。土地の所有者、事業計画者ともに△▲△▲。除外の理由、車庫・宅地拡張。 番号10、土地の所在　○△○△番。地目/畑。面積343㎡うち事業面積10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに▼▼▼▼。除外の理由、墓地。 番号11、土地の所在　◇◆◇◆番。地目/畑。面積324㎡うち事業面積10㎡。土地の所有者事業計画者ともに●▲●▲。除外の理由、墓地。 以上でございます。詳細については、7 ページ以降に位置図及び土地利用計画図を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いします。 以上、除外についてご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	奥出雲農業振興地域整備計画の変更について事務局から説明がございました。 多少時間をおきますのでご検討いただきましてまた質疑に入りたいと思います。 よろしゅうございますか。 質疑ございませんか。 (なしの声) ないようですが、承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに決しました。 それではその他について事務局からお願いします。何かございますでしょうか。
事務局	(事務局より事務連絡) ○農地中間管理事業・貸借手続きに係わる関係様式の変更点について ○全国農業委員会会長大会について ○雲南地区農業委員会研修会について
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は6月25日(火)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。